

令和 7 年 古殿町農業委員会 3 月定例委員会

1 開催日時 令和 7 年 3 月 17 日 (月) 午後 3 時

2 開催場所 古殿町役場 大会議室

3 出席委員 (8 人) (8 人)

会長 農業委員 8 番 水野和徳

委員 農業委員 1 番 中瀬信治

農業委員 2 番 石井利行

農業委員 3 番 遠藤光一

農業委員 4 番 我妻弘道

農業委員 5 番 荒川一寿

農業委員 6 番 水野幸栄

農業委員 7 番 根本明

推進委員 1 番 我妻由美子

推進委員 2 番 大楽良文

推進委員 3 番 吉田真健

推進委員 4 番 矢吹三智也

推進委員 5 番 遠藤一

推進委員 6 番 水野辰芳

推進委員 9 番 瀬谷國彦

推進委員 10 番 岡部雄一

4 欠席委員 (2 人)

5 議事日程

第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第 2 議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 3 議案第 6 号 旧農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画の決定について

第 4 議案第 7 号 農業経営改善計画に対する意見決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 佐川 文夫

主査 長田 賢一

会議の概要

○ 事務局長

開会前のあいさつを行います。

全員ご起立願います。お互いに「礼」

続いて、古殿町農業委員会憲章の斉唱を行います。

事務局に続いて、4 番目から 5 番目をお願いします。

【農業委員会憲章斉唱】

御着席ください。

ただいまから 3 月定例委員会を開会いたします。

会長よりあいさつをいただきます。

○議長(会長) 出席委員は8名中 8 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
本日、 推進委員7番 水野光樹委員 、 推進委員8番 小平美香委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

○議長(会長) 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。
議事録署名委員については会議規則第14条第3項の規定により、議長指名といたします。
農業委員3番 遠藤光一委員 、及び
農業委員6番 水野幸栄委員
を指名します。なお、本日の会議書記には事務局職員の長田主査を指名します。

○議長(会長) 議事に入るにあたり、議案には個人情報が含まれますので、取り扱いには十分注意してください。

○議長(会長) 日程第 2 議案第 7 号
農地法第 3 条の規定による許可申請についての 1 番～2 番を議題といたします。議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長 今月の農地法第3条の許可申請は、 2 件でございます。

【議案第 7 号 1 番 朗読後、説明】

受付番号 1番 は農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

○議長(会長) ただいまの事務局説明1番について、地元委員の方から、現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 番 委員

○ 番委員 3月14日に譲受人の さんへ聞き取りを行い、本日、農業委員の さんと共に現地の確認をしてまいりました。譲渡人は要望により譲受人へ売買をし今回の申請にいたしました。譲受人は農業規模拡大のため買受けました。譲受人は夫と二人で農業を営んでおり技術についても問題はないと思われます。

○議長(会長) ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。

〈 質疑なし 〉

○議長(会長) 質疑を終わります。お諮りします。
本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なし 〉

○議長(会長) 異議なしと認めます。議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による
許可申請についての1番は原案のとおり可決されました。

○議長(会長) 続いて事務局説明2番について、地元委員の方から、現地調査の結果、
並びに補足説明をお願いします。 番 委員

○ 番委員 昨日、 委員と譲受人、譲渡人の さんと さんと4人で現地を
確認しました。ここはもともと4枚の田になっており、機械が入らず盛
土をして畑にしたが作付けはしてなかった。その後 さんが借り手作
付けしたいということで10数年貸していた。そして名義を変更するた
めに今回の申請に至りました。畑といってもすぐ横に側溝があり、畑そ
のものも柔軟に作付けされているため問題はないと考えます。

○議長(会長) ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務
局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。

〈 質疑なし 〉

○議長(会長) 質疑を終わります。お諮りします。
本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なし 〉

○議長(会長) 異議なしと認めます。議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による
許可申請についての2番は原案のとおり可決されました。

○議長(会長) 日程第 3 議案第 8 号
旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画
の決定についてを議題といたします。

委員は、本件該当者のため一時退席願います。

【退席後】

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長 今月の農用地利用集積計画については、 12 件でございます

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、問題ないと考えます。

○ 議長(会長)

本案について質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 番委員

さんについては乾燥機などがありますか。

○ 番委員

持ってなく、自宅で乾燥している。コンバインは持っている。

○ 番委員

はい、わかりました。

○ 議長(会長)

そのほかありませんか。

○ 議長(会長)

質疑を終わります。お諮りします。

本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なし 〉

○ 議長(会長)

異議なしと認めます。議案第 8 号

旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画に対する決定については、原案のとおり可決されました。

【退席した委員が戻り次第】

○議長(会長)

日程第 4 議案第 9 号

農業経営改善計画の諮問に対する意見決定についてを議題といたします。

本案件については 委員が該当しておりますので
一時退席願います。

【退席後】

○議長(会長)

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長

古殿町長より農業経営改善計画の意見を求められています。

【議案書にもとづいて、農業経営改善計画の内容を説明】

以上の計画申請の内容は、古殿町農業経営改善計画認定基準を満たしていると考えます。

○議長(会長)

本案について質疑を許します。質疑はありませんか。

○●番委員

7号で、貸付人と借受人は親子ですが、法人から個人ということで申請が必要

ということですか。

○事務局 長田

必要です。法人の場合は個人から貸し借りを受けなければならないということになっております。

○議長(会長)

質疑を終わります。お諮りします。

本案については原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

〈 異議なしの声あり 〉

○議長(会長)

異議なしと認めます。議案第 9 号

農業経営改善計画の諮問に対する意見決定についての1番から13番は、
原案のとおり答申することに決定いたしました。

【退席した委員が戻り次第】

○議長(会長)

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

3 月定例委員会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

会議規則第18条の規定により署名する。

会 長

水野和徳

会議録署名人

水野幸策

会議録署名人

遠藤光一